ロ　法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人　当該法人の当該調整事業年度における当該特定外国法人の特定子法人事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象超過利子額に係る第一項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

4　法第六十六条の五の三第三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この項において「適格合併等」という。）に係る同条第三項に規定する被合併法人等（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の同条第三項に規定する前七年内事業年度において生じた超過利子額（同項又は同条第四項の規定により当該被合併法人等の超過利子額（同条第一項に規定する超過利子額をいう。以下この項において同じ。）とみなされたものを含み、同条第七項の規定によりないものとされたものを除く。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度（次の各号に掲げる超過利子額にあつては、当該各号に定める事業年度）以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に当該超過利子額に関する明細書の添付があることとする。

一　当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる法人を合併法人とする適格合併（以下この号において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる法人（内国法人に限る。）との間に法第六十六条の五の三第三項に規定する完全支配関係がある他の法人（内国法人に限る。）の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等となる法人の超過利子額とみなされたもの　当該直前適格合併の日を含む事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日を含む事業年度

二　法第六十六条の五の三第四項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる法人の超過利子額とみなされたもの　同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度

5　法第六十六条の五の三第三項の合併法人又は被分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）の同条第三項に規定する合併等事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該合併法人等の設立の日を含む事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この項において「合併法人等七年前事業年度開始日」という。）が同条第三項の適格合併又は残余財産の確定に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前七年内事業年度」という。）で同条第三項に規定する引継対象超過利子額が生じた事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前七年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日を含む期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日を含む事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該合併法人等のそれぞれの事業年度とみなし、当該合併法人等の同条第三項に規定する合併等事業年度が設立日（当該合併法人等の設立の日をいう。以下この項において同じ。）を含む事業年度である場合において、被合併法人等七年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日を含む事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなして、同条の規定を適用する。

6　法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

7　法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、これらの規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

8　法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項（超過利子額の損金算入）の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に」と、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に」と、同条第五項中「合計額（以下」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額。以下」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三条第六項」とする。

第三十九条の十九第八項中「の配当事業年度終了の時」を「の配当事業年度において当該内国法人が当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額のうち当該配当事業年度の終了の日に最も近い日に受けたものの支払に係る基準日（以下この項において「直近配当基準日」という。）に、「うちに直近配当基準日」に改める。

第三十九条の三十五の四第二項に次の一号を加える。

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第三項の規定

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「第五十七条の九」を「第五十七条の八」に改める。

第三十九条の三十六を次のように改める。

第三十九条の三十六　削除

第三十九条の四十第一項中「第二十七条の五第一項」を「第二十七条の五第一項各号に掲げる認定発電設備で同項」に、「同号ロ」を「法第六十八条の十第一項第一号ロ」に、「同条第二項」を「第二十七条の五第二項」に、「とする」を「とし、同号ハに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第三項に規定する財務大臣が指定するものとする」に改め、同条第二項中「第二十七条の五第三項」を「第二十七条の五第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項第一号イ中「第二十七条の五第三項」を「第二十七条の五第四項」に改め、同項第二号イ中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の五第五項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産につき法第六十八条の十第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該減価償却資産がエネルギー環境負荷低減推進設備等（同号イに掲げるものに限る。）に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十九条の四十一第一項中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改める。

第三十九条の四十三第二項第一号中「第六条第三項第一号に規定する整備」を「第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の整備」に改め、「次号」の下に「並びに第三号イ及びロ」を加え、同項第二号中「から第五号まで」を「、第四号又は第五号」に改め、「含む」及び「限る」の下に「。次号イにおいて同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの